

### 移動販売場所・時間の変更について

買い物に不便な地域にて、「みんなのお店元気カー」による移動販売を実施しておりますが、4月2日より「緒方橋横」を新たに追加しました。それに伴い販売時間も変更となりましたので、販売日程を確認のうえ、ぜひご利用ください。

■販売内容 肉、魚、野菜、果物、牛乳、卵、調味料、パン、お菓子、惣菜など

■販売日程

毎週木曜日	
販売場所	販売時間
安雲拓心苑 デイサービスセンター	10:30~11:00
野中内科クリニック 第2駐車場	11:10~11:40
上毛町役場駐車場 (消防機庫南側)	11:50~12:15
デイサービスセンター さざんか荘	12:30~13:00
原井集会所	13:15~13:45
毎週金曜日	
緒方橋横(新規) 緒方401番地4	10:30~10:55
吉岡公民館	11:10~11:35
東上集会所	11:50~12:15
唐原コミュニティ センター	12:30~13:00
安雲拓心苑 デイサービスセンター	14:00~14:30
デイサービスセンター さざんか荘	14:45~15:15

●申し込み・問い合わせ先  
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

### 県営住宅入居者募集

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

■募集案内書配布期間及び申込受付期間  
4月8日(木)~16日(金) 申し込み手数料は不要

■募集案内書配布場所  
県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先  
県住宅供給公社県営住宅管理部管理課  
TEL 092-781-8029

### 国民年金学生納付特例のお知らせ

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。保険料を納められないときは必ず手続きをしてください。

■申請に添付が必要な書類

在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日以降に送付されますので、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。

※但し、前年度の申請時期によっては届かないことがあり、その場合は、窓口で手続きをお願いします。

●問い合わせ先  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

### 町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1) 1戸
募集戸数	新池団地(上毛町大字垂水1764番地) 1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	5月1日(土)

■入居者の決定方法 選考または抽選  
■申込受付期間 4月1日(木)~15日(木)  
8:30~17:15(土、日を除く)

■入居者資格  
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の1/2です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。  
(同居または同居しようとする親族も含む。)

●申し込み・問い合わせ先  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

### ご自宅でマイナンバーカードを受け取る方法



#### ステップ1 住民課でご本人が申請

【必要なもの】

- ・本人確認書類  
1点でよいもの(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)  
2点必要なもの(健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証、後期高齢者証など)
- ・顔写真(縦4.5cm×横3.5cm) ※役場玄関前に証明写真撮影機を設置しています。
- ・通知カード(個人番号が記載された緑色で紙のカード)、マイナンバーカード、住基カード  
※お持ちの方はご持参ください。申請時に回収します。
- ・暗証番号の設定、申請書などの記入  
※申請者が15歳未満の方の場合、他に必要なものがありますのでお問い合わせください。

#### ステップ2 ご自宅または郵便局で受け取り

ご本人が本人確認書類を提示して、マイナンバーカードを受け取ります。

令和3年4月にマイナンバーカードの申請をされた方もマイナポイントの予約・申込ができるようになりました。

- ◎マイナンバーカード休日窓口開設(予約不要) 4月4日(日)、11日(日) 8:30~12:00
- ◎マイナンバーカード時間外窓口開設(要予約) 4月8日(木)、22日(木) 17:15~19:00

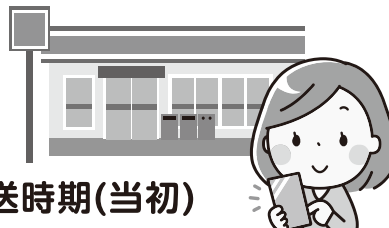
●問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144、149)

### コンビニ収納(スマホ収納)サービスの開始

令和3年4月から、金融機関・郵便局・役場窓口に加えて、全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで税金などの納付が可能となりました。

ただし、コンビニ収納(スマホ収納)を利用できる納付書は、4月1日以降発行されるバーコードが印字されている納付書に限られ、従前の納付書では、ご利用できません。

- ※令和3年4月1日前に発行された納付書をお持ちの方は、従前どおりの納付場所で納付できます。(納付書裏面に記載)
- ※令和3年4月1日前に発行された納付書で未納がある場合は、コンビニ収納などで利用できる納付書を再発行することができます。



#### 令和3年度コンビニ収納(スマホ収納)対応納付書の発送時期(当初)

4月	5月	6月	7月
住宅使用料	固定資産税	町県民税	国民健康保険税
保育料	軽自動車税		後期高齢者保険料

※年度途中で発行される納付書など、今後発送される納付書は、コンビニ収納(スマホ収納)をご利用できます。

利用できるコンビニなど詳しくは、4月以降発送される納付書に詳細を記載しています。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線131)